

## 会 議 録

会議名 (付属機関等名)		平成27年度 第1回 川西市介護保険運営協議会 平成27年度 第3回 川西市地域密着型サービス運営委員会		
事務局(担当課)		健康福祉部 長寿・介護保険課 内線(2615)		
開催日時		平成27年9月10日(木) 午前10時00分から12時00分		
開催場所		川西市役所 地下1階 B01会議室		
出席者	委員	大塚 保信 藤末 洋 坂井 稔 中村 敏美 南 智子 喜田 和代 三浦 光子		
	その他			
	事務局	健康福祉部長 長寿・保険室長 長寿・介護保険課長 長寿・介護保険課長補佐 事務員		
傍聴の可否		地域密着型サービス運営委員会は不可	傍聴者数	0名
傍聴不可・一部不可の場合は、その理由		川西市情報公開条例第7条第1項第5号		
会議次第		<介護保険運営協議会> 報告事項「平成26年度川西市介護保険事業決算の概要について」 <地域密着型サービス運営委員会> 協議事項「平成27年度地域密着型サービス事業者公募について」 報告事項「小規模多機能型居宅介護エパー・ドリーム／清和台の指定について」		
会議結果		別紙の通り		

## 審 議 経 過 (1)

事務局

それでは定刻が参りましたので、川西市介護保険運営協議会を開会いたします。  
私は健康福祉部長寿保健室、長寿・介護保険課、課長補佐の田中でございます。  
本日は皆様方には何かとご多忙なところ、ご参集を賜り誠にありがとうございます。  
また、このたびは当協議会への就任をお願いいたしましたところ、快くお引き受けいただき誠にありがとうございます。本来であれば、皆様お一人お一人に委嘱辞令交付させていただくところではありますが、本日は時間の都合上、すでに皆様のお席にお配りしております。  
それでは、根津健康福祉部長からご挨拶を申し上げます。よろしくお願いいたします。

事務局

どうも皆様おはようございます。皆様には本介護保険運営協議会委員へのご就任を快くご承諾いただきまして、誠にありがとうございます。  
この協議会の委員の任期は3年間となっております。これから3年間ですね、皆様には本市の介護保険事業の重要事項につきまして種々ご意見をいただきたいと考えておりますので、どうかよろしくご意見申し上げます。  
介護保険制度につきましては、大きく平成26年に法律が変わりまして、大きく変更がされております。今まで、保険対象とされておりました通所介護と訪問介護の一部が地域支援事業ということで市のほうに降りてきております。それ以外にもさまざまな制度改正が行われておりまして、この3年間は、改正された制度をひとつひとつ実現していくこととなっております。  
皆様には何かとご相談をさせていただく機会が大変多いかと思うのですが、お忙しいなか大変恐縮ですが、どうぞよろしくご意見申し上げます。

事務局

ありがとうございました。  
引き続き、委員の皆様のご自己紹介のほうをお願いいたします。

### 【委員自己紹介】

事務局

ありがとうございました。続きまして、事務局の自己紹介をさせていただきます。  
(以下、事務局自己紹介)

事務局

続きまして、介護保険運営協議会の会長の選出に入りたいと思います。協議会規則の第2条第1項に「協議会に会長を置く。同条第2項に、会長は委員の互選によって定める。」とございますが、いかがお取り計らいいたしましょうか。ご意見などはございませんでしょうか。

委員

はい、事務局に一任いたします。

事務局

ありがとうございます。事務局に一任との声がありましたので、事務局案を提示させ

## 審 議 経 過 (2)

ていただきます。事務局では会長を大塚保信委員にお願いできれば、と考えております。各委員におかれましてはご異議はございませんでしょうか。

各委員

異議なし。

事務局

ありがとうございます、異議なしとの声がありましたので、川西市介護保険運営協議会の会長は、大塚保信委員にお願いします。大塚会長、よろしくお願い申し上げます。それでは、席のほうの移動よろしくお願いいたします。では、会長ご挨拶のほうお願いいたします。

会長

ご指名いただきまして、責任の重さをひしひしと感じております。よろしくお願いいたします。

今ご挨拶申し上げましたが、長年大学等々で、老人福祉にかかわってまいりまして、思いひとしおでございます。

特に大きく日本の老人福祉政策が変わりましたのは、平成元年でございます。今から27年前になりますでしょうか。その頃に、政府は専門家を養成、専門家といいますのは社会福祉士とか介護福祉士というような、日本に福祉の専門家がなかったんですね。今から27年前、実際は介護福祉士養成は2年ですから、30年ほど前ですね、そのころから日本が大きく動きまして、平成元年に、ゴールドプラン、ゴールドプランというのはですね、高齢者保健福祉10ヵ年戦略、高齢者の保険と福祉に関する10年先のことを計画する案を出しました。その頃から、厚生省と当時大蔵省、それから自治省といいますでしょうか。大蔵省が入ったということは財政面については大蔵省が持ちましよう、自治省、今でいう総務省でしょうか、これは地方分権をしようということで、要はこれからは、各都道府県市町村ごとにやってもらおうということで、

10年間で具体的な数字を挙げまして、当時ホームヘルパーは全国3万しかいなかったものを、10年後には10万に増やましようとか、要は人材を育成し、施設を増やすのに10年かかったということですね。

その頃から実は将来は介護保険をしようと思っちゃって、まずは地盤整理の後に、人材とか施設とかの整備とかに10年間、高齢者の保健福祉10ヵ年戦略というのを作ったわけですね。

そして平成12年、紀元で申し上げたら、2000年ですね、そのときから本格的に介護保険が始まったわけです。介護保険は当然ご存知でしょうが、1期3年ごとに計画を立てまして、1期が終わり2期が終わり3期が終わりということで、今回が6期目を迎えるということでございます。

その間3年1期ごとに改正がございましたが、大きな改正を申し上げますと、時間がありませんが、やはり主にこれは都道府県が責任をもってやるということですが、平成12年からでしょうか、各市町村にも大きな責任を持たせるという風に方向が変わったということです。

ところが、介護保険はですね最初4兆円規模、4兆円の保険料と4兆円の財源で、介

## 審 議 経 過 (3)

護保険というのは、半分は保険料で半分は税金を使っています。税金半分と、もう半分は介護保険料なんです。最初は多くの方々が、介護保険がわからなかったもので、使うのが中々恥ずかしくて、中々市民の方が使わなかったんですね、ところが保険だから使っても当然いいんだ、権利なんだ、という意識が芽生えまして、どんどんご利用になった。ご利用になるのは結構なことなんです、特に目立ちますのは、介護の軽度の方々、それほど重くない方がどんどんお使いになって、その結果保険料が、財源が膨らみまして、4兆円規模が今10兆円規模に膨れ上がっています。財政が大変でございます。

そして、部長さんから挨拶がありましたように、法律が変わったのは26年からですが、本年27年度から、もう少し皆さん方にご負担願いたいとなりまして、詳しくは申しませんが、今まではずいぶん保険料安かったんですが保険料も上がりますし、利用料も今までは一回使えば1割でよかったものを、2割にあげようとかいうことで、非常に厳しい、そういう計画を提示されております。そういうことも、ご承知おきいただければと思います。

不慣れといいますか、それほど実績ございませんがご推挙いただきましたことを責任重く感じます。ということで、会長の挨拶とさせていただきます。よろしく願い申し上げます。

事務局

ありがとうございました。

それでは、これ以後の協議会につきましては、大塚会長よろしくお願い申し上げます。

会 長

それでは、ただいまから協議に入りますけれども、その前に介護保険運営協議会規則第2条第4項によりまして、会長の職務代理者を決めたいと思います。これはあらかじめ会長が指名した方が、職務代理者を務めるようになっておりますので、私のほうからはご指名させていただいてもよろしいでしょうか。ご異存ございませんでしょうか。では、ご異存ないということですので、長年お世話になっております、藤末委員にお願いしようと思っておりますがよろしいでしょうか。先生、よろしくお願いいたします。

委員

よろしくお願い致します。

会長

では、次に委員につきましては、8名様でいらっしゃいますが、今は7名ですね。

事務局

本日の出席は7名です。

会 長

では、7名ということですので、川西市の介護保険運営協議会規則の第3条第4項によりまして、本日の協議会は成立しております。活発なご意見をよろしくお願い致します。

傍聴の方は今日お見えでございますでしょうか。

## 審 議 経 過 (4)

事務局

お見えではございません。

会 長

お見えではないということですか。

では、議事に入りますけれども、まずは事務局のほうから資料の確認をお願いしたいと思しますのでよろしくお願ひ申し上げます。

事務局

それでは、本日配布させていただいております資料の確認をさせていただきます。

まず、平成27年度第1回川西市介護保険運営協議会、第3回川西市地域密着型サービス運営委員会のレジュメでございます。資料1としまして、平成27年度地域密着型サービス事業者公募要項でございます。資料2としまして、小規模多機能型居宅介護施設エバー・ドリーム／清和台の指定についてでございます。それと、事前にお配りさせていただいております、平成26年度川西市介護保険事業概要でございます。以上4種類でございますが、お揃いでしょうか。

会 長

お揃いのようです。

では、ただいまから報告ということで、会議事項の第二項に入りますけれども、報告事項「平成26年度の川西市の事業決算概要について」ということで、まず事務局のほうからご説明していただきます。よろしくお願ひいたします。

事務局

それではただいまより、ピンク色の冊子、平成26年度川西市介護保険事業概要について説明させていただきます。

1ページをご覧ください。高齢者人口の推移についてでございます。図表1、年齢階層別人口推移の下の表でございます。右から4列目の高齢者人口の合計の最後の行をご覧ください。平成27年3月31日現在の65歳以上の高齢者の人口は、46726人で、上の行の前年度末45306人と比較すると、1420人増加しております。一番右の列の最後の行、高齢化率では26年度が29.1%となり、上の行、前年度末は28.2%となりまして、0.9%増加となっております。また、左から6列目の最後の行の高齢者人口46726人のうち、その左の後期高齢者75歳以上の人口21670人の占める割合は、46.4%となり、その上の行の対前年度比45.6%と比較しますと、0.8%上昇しております。

2ページをご覧ください。図表2、地区別高齢者人口などの推移の表の一番右の列、平成27年3月末、高齢化率をご覧ください。高齢化率が30%を超えている小学校区は、明峰、緑台、陽明、清和台、牧の台小学校区に、清和台南小学校区を加えて、6地区となっております。いずれも昭和40年代に大阪近郊のベッドタウンとして開発された大規模団地となっております。また、前年度と比較しまして、上昇率が最も高いのは、下から6行目の清和台南小学校区の2.0%となります。

3ページをご覧ください。図表3、要介護、要支援認定者数の推移の、一番下のグラフ、要介護、要支援認定者数の過去10年間の推移のグラフでございます。こちらの一番右、平成26年度末の認定者数の合計は8034人となっており、その左の、対前年度比と比較すると、4.4%増加しております。

## 審 議 経 過 (5)

4ページをご覧ください。図表4②をご覧ください。平成26年度要介護等認定状況をご覧ください。平成26年度の要介護度別の認定件数は、要支援1が21.4%で最も高く、以下、要介護1が19.8%、要支援2が16.9%、要介護2が15.2%の順となっております。また、要介護3以上の認定者数の合計は、対前年度比のマイナス34人と減っております。その上の、図表4①平成26年度要介護等認定申請状況の最後の行の申請件数の合計、7975件と、図表4②平成26年度要介護等認定申請状況の上から2行目、平成26年度の認定件数の合計、7912件が一致しないのは、平成25年度末あたりで認定申請があったものについては、年度をまたぎまして平成26年度に認定結果が出ていることが影響しております。

6ページをご覧ください。図表5②番、利用者の介護度比率のグラフになります。介護保険サービス利用者の介護度について示しております。利用者は要介護1が最も多く、要介護2、要介護3の順となっております。

7ページをご覧ください。図表6、介護保険サービス利用者の真ん中の表で、一番右の列の平成26年度では、居宅サービス受給者が58413人で、対前年度比と比較しますと、7.2%増加しております。その下の地域密着型サービスでは3415人で、対前年度比で6%増加しております。その下、施設サービスでは13085人で、対前年度比では4.6%増加しております。また、居宅サービス費では制度開始時から5.2倍に、施設サービスでは2.2倍になっております。

8ページをご覧ください。図表7、介護度別利用者数と構成費の推移についてでございます。居宅サービスおよび、地域密着型サービス等利用人数をご覧くださいますと、平成27年3月では要介護1が1362人と最も多く、次に要介護2が1003人、要支援1が857人となっております。

9ページをご覧ください。図表8介護度別利用者数と構成費の推移についてでございます。施設サービスの利用人数をご覧くださいますと、平成27年3月では、要介護4が311人と最も多くなっております。

10ページをご覧ください。図表9介護サービス費等月別支出状況、審査月別の表の、右から2列目の合計欄の一番下の行をご覧ください。青色に変わっているところです。平成26年度での給付費の合計は、103億8708万3067円となっております。平成25年度の給付費合計、97億8885万7471円から6.1%増加しております。

11ページをご覧ください。(2)介護保険施設などの整備状況の①平成26年度末の整備状況の表をご覧ください。介護老人福祉施設では、定員811人、介護老人保健施設では定員230人、特定施設では、定員465人、認知症対応型共同生活介護では189人、小規模多機能型居宅介護では100人となっており、このうち平成26年度中に整備したものはございません。その下、②市内の事業所数についてでございます。上から2行目の平成26年度末では居宅サービス事業所が97事業所となっており、前年度より7事業所増えております。主な内訳としましては、上から8行目の通所介護が3事業所増えております。また、下から10行目地域密着型サービスは17事業所で、前年度から比べると1事業所増えております。これは、東谷にあります、GHが増えた関係でございます。下から6行目、施設サービスにおいては変更の

## 審 議 経 過 (6)

ほうはございません。

12ページをご覧ください。図表10-①介護保険事業計画と実績の比較表(要介護)をご覧ください。右から2列目の年間利用実績と計画値との比較では、居宅サービス要介護では、通所介護が108.5%と計画値を上回っております。一方で訪問介護が98.4%とほぼ計画値どおり、短期入所サービスでは66.8%と計画値を下回る状況となっております。

続きまして、13ページをご覧ください。図表10-②介護保険事業計画と実績値の比較表、要支援です。こちらのほうでは、右から2列目の年間利用実績の対計画比との比較では訪問介護は69.8%、介護予防短期入所サービスでは69.9%と計画値を大きく下回っております。一方で、介護予防通所サービスでは98.2%とほぼ計画値通りとなっております。左の表に戻っていただきまして、下側の施設サービスについてでございます。右から2列目、年間利用実績の対計画値との比較につきましては介護老人福祉施設で、91.6%、介護老人保健施設では110.9%、介護療養型医療施設で110.5%となっております。

14ページをご覧ください。図表11、保険料の収納状況の表でございます。一番右の列の一番下の行の、下から2番目の調定額では23億7992万1995円に対しまして、

その下の収入額が、23億5781万8663円となっており、収納率は99.07%になります。

徴収方法別で見ますと、左の方です。特別徴収これはいわゆる年金からの天引きになりますが、こちらのほうの収納率は100%でございます。その右の普通徴収、年金天引きではない方です、収納率は89.68%となっております。段階別に見ていきますと、上から3段目になります、普通徴収の第2段階の収納率が、82.79%と低くなっております。

続きまして、15ページをご覧ください。図表12、平成26年度介護保険事業特別会計、会計収支の表でございます。左の列の歳入の一番下の行、歳入の合計欄が112億4747万8534円となり、右の列の歳出合計額110億7784万6320円となりまして、その左側の下になります、歳入歳出差引残額につきましては、形式収支でございます、1億6963万2214円となっております。

以上で説明のほうは終わらせていただきます。よろしくお願いいたします。

会長

ありがとうございました。

今日初めてご参加いただいた委員さんは、数字ばかりが並んで、中々理解しにくいということがあると思うんですが、介護保険の協議会は数字の読み方が難しいところがございますが、どういう観点からでも結構でございます、わからないことは分からないと、私どもも100%承知しているわけではありませんので、どうか、ご質問願えればと思います。

委員

すみません、4点、事務局のほうにお聞きしたいことがございます。

1ページの全国平均の高齢化率で26.4%、同時点で川西市の場合で29.1%と

## 審 議 経 過 (7)

いうことで、ずっと全国よりもハイレベルで進んできているんですが、このところじわじわとその差も広がってきているように思います。今後もそういう推移で行くと予測されているのかどうか、それが1点。

それから、3ページ。一番下の、認定者数が年々増えておるんですけども、問題は、認定者数割ることの高齢者数です。どれくらい高齢者がいるかということで、4年前からみましたら、23年度が0.16、24年が0.16、25年が0.17、26年も0.17、ということで、私ども一番危惧しているのが、そろそろ団塊の世代が参入してきますので、この辺がもっと権利意識がはっきりして増えてくるのではないかと危惧しておりますが、今のところ顕著な16、17%ということで、今後将来にわたって2年3年の時点ではどういう具合に推移を考えておられるのかということ。

それから、3つ目が、4ページ。特別養護老人ホームがこの4月から要介護3以上でないと入れないということで、26年度についてはかなり厳しくなるのではないかと聞いておったんですけども。25年度26年度比較するとまったくそういうことはございません。やっぱり、認定の方はシビアに公正にやられたという比率が出ておりますので、その点は、安心しております。そういう恣意的なものはないという認識でいいんでしょうか。

最後に15ページ。収支差額が1億6千900万の繰越、前年度は2億200万だったと思いますので、3300万ほど少なくなっておりますが、これはまだ第1号被保険者の保険料のアップとそれから段階数を増やしたということが、まだ寄与しておりませんので、第1号被保険者の4月からの保険料アップと、段階を増やしたということでの保険料アップの金額をどの程度試算されているのか、この4点お伺いしたいです。

会長

事務局要点お分かりでしょうか。順次よろしく、お願いします。

事務局

まず1点目です。1ページの今後の高齢化率、高齢者人口の見込みについてですけども、第6期の、最終年度の平成29年度では、第1号の被保険者数が、48191人ほど増えると予想しております。今後ですけども、高齢者人口につきましては平成30年をピークにして、高齢者人口自体は減少していく傾向にあるんですが、全体の総人口の方が増えませんが、高齢化率は、2025年よりも先の10年ほど、2035年ぐらいまでは高齢化率はずっと上昇していくと予想しております。実際介護保険を使われる方の人口の、75歳以上の方の比率につきましては、2025年では大体64%ぐらいを占めるだろうと予想しております。

続いて、3点目の分でございます。いわゆる特養が要介護3以上になったということで、恣意的に要介護度を上げてはいないかということでございますけれども、審査につきましては、まず第1次と第2次とございまして、第1次につきましては、機械のほうでプログラムに基づいてしております。その結果と主治医の意見書をもとにして、第2次審査のほうで、各合議体の先生方がそれをもとにして、公平な審査をして頂いておりますので、恣意的に介護度を上げることはないということでございます。

## 審 議 経 過 (8)

それと、4点目ですが、今年度から金額がアップするというのと、それに伴って段階も増えましたので、影響額を読んでいたのかということですが、27年度で介護保険料の回収の影響額としましては、2億4400万ほど増えるだろうという風に見込んでおるところでございます。

委員 2点目については。

事務局 3ページの方なんですけど、認定率のほうが、6期の最終年度29年度ではですね、大体18.6%ぐらいになると見込んでおります。2025年度につきましては、26.6%ぐらいになると見込んでおります。

委員 ありがとうございます。

委員 1ページ目の高齢化率の件ですけれども、川西市は阪神北圏域においては高齢化率が高いのは周知の事実だと思うんですけども、伊丹、宝塚、猪名川町等の近隣の高齢化率、それから高齢化人口ですね、比率を教えてください。なぜかといいますと、少し長くなりますが説明させていただいてもよろしいですか。

会長 どうぞ。

委員 この4月から第6期介護保険事業計画というのが始まりまして、色々あるんですけども、その中に地域医療ビジョン計画といって病床機能、いわゆる医療のベッドの数をですね、削減しようという方向、平成30年までに減らそうという方向になっておるんです。この圏域には高度急性期と急性期と回復期と慢性期というベッドがあるんですけども、川西、これには猪名川町も含めてはいますけども、ざっと2500から2600のベッドがあります、これは介護保険の施設と別です。これを減らそうという方向に来ているんです。

この川西圏域では、いわゆる慢性期ベッド、介護保険でも利用されている慢性期です。このベッドが、阪神北圏域の中では非常に多いという風に言われてるんです。いずれ削減されていく可能性があるんですけども、それで、言われるのはこの地域は慢性期のベッドが多い、それだけで「人口比率に比べて多い」とそういう数字的なことで言われるんですけども、実は高齢化率というところが勘案されていないんです。

他市に比べて川西がどれだけ高齢化率が高いかということを根拠に反論しないと、ベッドが減らされると。当然介護保険にも非常に大きな影響が及んできます。

それで来週の火曜日に阪神北圏域の第1回の会議があるんですけども、ぜひベッド数が減らされないように、特に慢性期のベッドこれは重要です。でないと、行き場所がなくなってくる。在宅で見ている患者さんも入院できなくなると、慢性期のベッドがなくなるという現状がありますので、それを少しでも食い止めるような努力をしたいと思っておりますので、ぜひその数を教えてくださいたいと思っております。人口と65歳以上

## 審 議 経 過 (9)

の高齢化人口、高齢化率、あと人数を教えてくださいと幸いです。よろしくお願いいたします。

事務局 高齢化率だけでしたら分かるんですけども、人口の件もありましたので、また委員の方へ後日お届けしたいと思います。

会長 他にご意見よろしいでしょうか。どういう観点からでも結構でございます。では、私から15ページのほうに収支計算、会計の収支がございますけれども、左側の収入の方で、寄付金という項目がございますね。0円とございますが、この費目は必要なのでしょうか。今までこういう寄付金というのはあったことあるんですか。

事務局 これにつきましては、いわゆる介護保険の中の収支の中の勘定科目として設置する形になっておりまして、実際は今まで寄付金というのは私が来てからはない、と記憶しております。ただ、勘定科目として設定がございますので、一応設置させていただいております。

会長 決まっているんですね。他に、諸収入ということで、これが795万円ほどありますが、どういうものがあるんでしょうか。

事務局 この内訳でございますけれども、まずは配食サービスというものをやっております、1食500円の、この部分とですね、シルバーハウジングL S Aのサービスをやっております。そのサービスの部分、家賃とは別にサービスがあるんですけども、その部分を加えた金額が、795万円という形になっております。

会長 そうですか、よく理解できました。今日初めてお越しになった委員さんについては、14ページ図表11のほうで特別徴収といいますのは、これは天引きなんです。それで、普通徴収というのは収めに来られると言うことなんですけれども、そういう形で天引きの方は100%天引きされます。普通徴収の方は、何人か収めていない方がありますが、そういう方々は介護保険を使う場合にはペナルティがありますので、収めていないからといって免れるわけではないんです。使うときには費用がかかるということで、ペナルティがあるわけですから、不公平ではないということですね。勿論払っていただくのが当然なんですけど、払っていないと、いざ自分がという時にはそういう目にあいます、ということでご理解ください。  
なにか、お気づきのことがありましたら。特にございませんか。

委員 特にありません。

会長 お二方、今日からの方いらっしゃいますが、いかがでしょうか。分かりにくい点でも結構です、もう少し詳しく教えてほしい、などありましたら事務局が熟知されてますので、お答えいただけますよ。

## 審議経過(10)

- 委員 全然内容ではなくて、最後の15ページの形式収支という言葉をはじめて見ましたので、それはどういう意味なのか教えて頂いてもいいでしょうか。
- 事務局 まず、形式収支でございますが、歳入、歳出、3月の決済の時点で、歳入と歳出を比べまして、歳入のほうが多いということで、いったんその差を形式収支と呼んでおります。実は、私どもは先ほど会長がおっしゃっていらしたように、財源として税金をいただいております。国のほうから県のほうから、それと支払い基金のほうから財源を頂いているんですが、これは、最終変更で2月、1月にするんですが、その時は決算の見込みという形で、これだけお金を下さいという形でさせてもらいます。それを3月のきちんと金額がきまった時点で、もう一回清算を行う形になります。その清算はこの9月に行う形になるわけです。
- 委員 26年度の分をこの9月に、ということですか。
- 事務局 はい。その清算につきましては、繰越の1億6900万円この部分を財源として当てるという形になります。ですので、それを当てた後の残りが実質収支と呼ばれるものでございます。この実質収支でございますけれども、1億5100万円残る予定でございます。ですので、まずこの1億6900万は清算前の金額の差し引きでございます。清算した後の金額が1億5100万円これが実質収支と呼ばれるものです。
- 委員 ありがとうございます。
- 会長 委員なにかございますか。
- 委員 この件に関して、ではないんですけども、介護保険を利用した場合、介護保険料が値上がりするというか、高く払わないといけないんでしょうか。姉が介護サービスを色々受けているんですけど、受けたために介護保険料があがったとかそういうことはあるんでしょうか。
- 事務局 この27年度から、向こう三年間、第六期の介護保険事業計画の期間中は大体—
- 委員 あ、川西市ではないのでまた違うんですね。和歌山と川西はまた違うんですね。
- 事務局 そうですね。川西の方も8.1%程値上がりしておりますので、介護保険料自体は値上がっております。
- 会長 日本には1800の市町村がありまして、市町村ごとにこういう委員会を設けていまして、もちろん市によっては3つ4つの市でまとまって広域連合を作っている所もありますけれども、一応各市町村ごとに、地域によって事情もありますので、利用が多

## 審議経過(11)

い所とか、少ないところとか色々ありまして、保険料はずいぶん変わります。保険料と言いましても13段階ありまして、もっとあるところもあります。非常に高く払われる方もいれば、低い人もあります。いつも言ってますのは、真ん中の平均のところ、基準額といいましょうか、川西市は非常に安いんですよ。兵庫県下でも2番目に安かったんですかね、非常に安い。ここは安いんですけども、高い所は皮肉なことに、財政厳しいところに限って高いんです。北海道とか沖縄とか、大阪でも夕張に近いほどの財政破綻しかかっている市町村は高く、安くしたいけれども、かえってそういう風な大変な所の方が保険料が高いとか、市町村によって事情が違うということですね。

会長 委員何かご指摘ございますか。

委員 特にないです。

委員 ちょっと確認ですが、さっき医療のほうのベッドが減るということを使ったんですけども、介護の例えば12ページに施設がありますが、施設に関しても増える見込みは全然ないんですよ。それは、国からも言われているのか、施設は増えないのか、どうでしょうか。

事務局 施設でございますけれども、地域密着におきましては、定期巡回随時対応、小規模多機能、それと小規模特養、これについて、第6期の介護事業計画の方で、施設を作るということであげさせていただいております。それと、特定施設につきましては100という形であげさせていただいているところです。市の計画の中であげているのはこの部分でございますけれども、今年度7月、西多田に特養が100床オープンしております。ここはまだ26年度の方にはまだ反映されておられませんけれども、今回増えたところでございます。それとあと、県のほうが指定するデイサービスですとか、そういったところは少し増えているような状況でございます。

委員 医療のベッド数みたいな、この地域にはいくつという決まりはないんですね。各市町村の例えばこういう委員会で決まるのか、それともすでに国のほうからこの地区はいくつ、例えば老健は何ベッドとかですね、そういう決まりはあるんですか。

事務局 特養につきましてはですね、県の方である程度、阪神の北圏域でこれだけ、という数字はもっています。その中で、私どもは県と調整しながら計画するという形になっています。

委員 もうひとつよろしいですか。12ページのサービスのところの三行目ですけど、介護療養型医療施設というのはこの圏域にはないと思ってたんですけども、95というのは具体的にいったらどこにあるんでしょうか。僕は療養型はないと思っていたんで

## 審議経過(12)

すが、どこにあるんですか。

事務局

猪名川町のほうに、生駒病院と今井病院この二か所がございまして、そこが介護療養型医療施設を持っております。川西の市民がそこを利用しているという形で今回利用者として挙がっている状況でございます。

委員

川西市内にはないという理解でいいんですね。

もうひとつ、保険料がこの8月から所得に応じて10段階に変わっていったら、当然8月から保険料が皆さん変わっているわけですけども、高齢者の老人医療保険が変わった時に、「保険料が変わった」と殺到して長蛇の列になって事務局の対応が大変だったことを記憶してるんですけど、現時点で8月から一か月間経って、実際、長寿・介護保険課の窓口がそういうクレームとかですね、市民の方からの反応とかはどんな感じでしょうか。

事務局

まず、市民の方が納める保険料の上昇と介護保険を使った時のサービス費用の上昇の2つに分かれます。

7月に保険料の納付書を一齐に発送させていただきました。これにつきましては、今回保険料が少し上がっているということと、段階が多くなっているということで、問い合わせと窓口、来られましたけれども、長蛇の列ができる程の市民の方は来られませんでした。それまでに私どもの方も広報であったり、広報誌を入れさせていただいて、周知の方はしておったんですけども、電話の問い合わせも、例年並み、例年よりも少し多いぐらいかなということで、特に混乱はございませんでした。

それと、サービス料につきましては、この8月から1割2割という形で、使った時に今までで1割だったんですけども、2割というのも出てきております。それに対しての、いわゆる苦情というのは今のところ大きな苦情は聞いておりません。

委員

私も父が介護保険を利用してお世話になっているんですけども、今回の改正にあたって、ケアマネさんとか訪問に来てくださる方が、書類が来た時点で「届きましたか」と聞いてくださって、そこで丁寧に説明していただきましたので、理解できました。

会長

それはよかったですね。

事務局

付け加えますと、今おっしゃったようにケアマネージャーの方がかなり活躍していただいて、皆様に細かく説明していただいておりますので、その点はですね、役所も非常に感謝している所でございます。

会長

今年15年経ちましたので、いろんな改正がありまして、3年ごとに新しい計画が立てられるんですけども、そのたびに多少制度と内容が変わるんですけども、今回は特に第6期に向けて非常に大きな改正がありました。また将来はあるでしょうね。今は

## 審議経過(13)

40歳から加入しますけども、韓国では20歳から入らせてます。日本も15年前、20歳から入らせる計画はあったんですが、いろんな反対がありましたので。やがては、20歳から入る、あるいは30歳からという風なことになるでしょうね。要は財政がもちませんので、これからも大きな問題が、いろんな問題が期ごとに起こると思います。

他、いかがでしょうか。

委員

付随してですが、介護支援専門員が負担割合証を確認にまわったんですが、発送時期というのが他の後期高齢者等の保険証であつたり、色んなことが混在してしまって、中々確認できないケースも非常に多くて、現場が混乱したというのが現実的に多少見受けられたので、確認の方法というのが基本的にはご本人にしかできないというのは重々承知なのですが、何らかの方策を採らないと、毎年変わるということはほとんどないとは思いますが、中々負担割合に対する理解が進んでいないという現実もありますし、毎年混乱を招く危惧もありますので、わかりやすい方法をとっていただけないかなと。すいません、全然関係ないかもしれないですが。

会長

いかがでしょうか

事務局

今おっしゃられたとおり、ケアマネージャーからの電話での1割か2割かという問い合わせには答えられないです。これは個人情報保護法の関係でそういう形になっております。ただそれが、ケアプランをたてるうえで、かなり壁になっているということは、重々承知をしているところでございます。これにつきましては、他市の状況とかも見ながらですね、どういった形がとれるのか、とれないのか、その辺りも検討していきたいと思っておりますけれども、国が決めていることですので、そのあたり中々難しいところもございまして、申し訳ないんですけれども、検討はしてみますけど、お答えできないこともありますのでご了解いただきたいと思います。

会長

という事情をおっしゃってます。ご理解いただければと思いますけれども。

委員

もうひとつだけお願いします。14ページの保険料の収納状況というのも、もちろん年金から天引きだから当然100%でわかるんですけど、普通徴収の方は一般的には低所得者と考えていいんですか。それと、この収納率が8割、9割で、10割でないんですけれども、もしこの方が、介護保険をサービスを利用しようと思って介護保険に入るってなった時に、過去の分も清算して全部滞納分を含めて支払わないと入れないのか、どうでしょうか。それと、徴収率が悪いのは、収入がない方なんですか。

事務局

まず、徴収率が低い第2段階の方につきましては、年金収入額が80万円以下で、市民税が世帯皆さん非課税といったかたが該当します。もともと普通徴収と言うのはですね、年金が年額18万円ないかたということになりますので、無収入、無年金の方とかがたくさんいらっしゃいます。ですので、実際払えないところがあるのかな、と

## 審議経過(14)

いったところですが。あと、サービスを実際に利用になられる時に、先ほど会長がペナルティの事をおっしゃったと思うんですけども、一応介護保険料のほう時効が2年となっております。ですので、滞納分が仮に2年あって、介護認定の申請にこられた場合、1年以上の滞納がある場合は、償還払いといひまして、介護保険は今、1割か2割の負担になるんですが、これを、いったんご自身で10割負担していただいて、あとで、9割8割を返還請求するというペナルティがあります。これは一年以上の方です。2年以上の方につきましては、これは時効で、払えないという風になりますので、それにつきましては、時効になった滞納の期間に応じて計算しまして、サービスを受けてから、たとえば3ヶ月、1年といった形で、元来1割もしくは2割で利用できるサービスが、3割のご負担をいただくと。あと、一定以上、介護サービスをお使いになられたら超えた分をお返しするという、高額介護サービス費という制度があるんですが、その返還も受けれないといったようなことがあります。

実際に川西市内で、償還金払いの措置を受けられてる方は、今現在5名いらっしゃいます。給付制限、3割負担の方が12名いらっしゃるという風な状況です。

補足ですが、普通徴収の方が、いわゆる特別徴収になるまでの期間、年金天引きをするまでの間、時間がかかります。例えば、65歳になってすぐに年金天引きはできませんので、1年間であるとかその期間ですね、普通徴収という形で、納付書を送らせてもらいます。大体65歳になったばかりの方、元気な方が多いもので、介護認定を受けていない方も多いもので、自分は受けてないからこんなものなんで払わないといけないのかという方もいらっしゃると思います。そういう、意識の欠如というところがございます。そういうところもありまして、普通徴収の部分が低いということもございますので、これについては私ども分納誓約をとって、そういった形で努力はしているところでございます。

委員 ありがとうございます。

会長 他はいかがでしょうか。

委員 すいません。今のところの14ページの保険料の事で、第1段階から第10段階とあるんですけども、これはどういうことなのか教えてください。

会長 これは市町村によって違うんですよ。市町村によっては12、13段階とあるんですけど、川西では10段階ですが。その内訳、事務局ご説明ください。

事務局 まず第1段階から第3段階につきましては、世帯に一

委員 すみません、資料頂きました。お時間とらせました。

事務局 基準が第5段階となります。

## 審議経過(15)

会長 みなさん素朴なご質問あるとよく分かりますので、そういったことも交えて何でもご質問ください。では、他にご意見ないようでしたら、介護保険運営協議会の方はいったん閉じようと思います。2つ目の会議、地域密着型サービスの運営委員会に移りたいと思います。

<以下、地域密着型サービス運営委員会のため非公開>

会長 市民委員さん初めてでございますので、この際言っておきたい事、ご質問などございますか。なにかご意見よろしいですか。

ないようですので、閉会のご挨拶ということですが、座ったままで失礼いたします。本日辞令を拝受いたしました。これは確か、委員さん、私も含めまして、特別公務員の立場になると思います。ということは、会議で審議した内容はあくまで守秘義務でございますので、お守りいただきたいと思っております。言い逃したことがあったら、どうか事務局のほうにお電話でも、来庁でもお伝え頂ければ、必ず意見あったことは委員長、副委員長のほうに、報告ございますので、よろしくお願ひしたいと思っております。

色々と今は多様な問題がございますので、特に最近ではテレビでありましたように施設での虐待とか、ああいうことは川西では起こっていないですよ。いかがでしょうか、実態は。

事務局 施設の虐待でございますね。施設ではなく、在宅の虐待ケースの相談はございます。その中で、虐待として認められるかどうか、というのは私どもが見に行ったりとか、地域包括が見に行ったりして私どもが決定していくところでございます。施設の中の虐待でございますけど、相談も中にはございますけれども、そのあたりも、虐待として認定するかどうかという所は私どもが、いろいろ専門家やその施設の方を呼んで聞いたりして、それで判定させていただいているところでございます。ですので、川西市の中でもですね、虐待と疑われる相談は存在いたします。

会長 というご報告でございました。

別に褒めるということではございませんが、私も長年関わっておりますので他市の事情も多少知っておりますけれども、非常に会の運営はうまくいっておりますし、行政のほうの努力も高く評価している一人なんです。もちろん優れた市町村もたくさんありますけれども、先駆的な地域が川西市だと誇りにも思っています。そういうことにつきましても、委員さんから忌憚ないご意見いただいて、事務局にとっては多少耳の痛いことはあるかと思いますが、いい計画を推進したいと思っておりますので、至らぬ会長でございますが、今後務めていきたいと思っております。皆様方のご協力どうぞよろしくお願いいたします。

本日はお時間長くなりまして、閉会したいと思います。ありがとうございました。